

**申告相談にお持ちいただくもの**

- ・印鑑
- ・平成28年1月から12月までの収支計算の分かる書類
- ・会社などにお勤めの方または公的年金等を受給されている方は、源泉徴収票（原本）
- ・社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険料、介護保険料などの払込証明書
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードおよび運転免許証などの身分証明書
- ・控除対象配偶者および扶養親族の方のマイナンバーカードまたは通知カードなど個人番号の確認ができるもの



**お願いとお知らせ**

- ・医療費控除や事業・農業所得などを申告する方は、金額や収支の内訳などの集計を事前に済ませた上でお越しください。
- ・「市民税・県民税申告書」が必要な方は郵送しますのでご連絡ください（申告会場にも申告書は用意してあります）。
- ・市民税・県民税では、次のような制度は原則として期限後の申告では適用が認められません。所得税の確定申告、市民税・県民税の申告のいずれかに必要事項を明記の上、必ず期限内に提出してください。
  - ・住宅借入金等特別税額控除（年末調整で適用を受けている場合は、申告不要）
  - ・上場株式などの配当、源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡所得について申告するかどうかの選択
  - ・白色申告者に事業専従者がいる場合の控除
  - ・損失額の繰り越しや、前年以前から繰り越した損失額の控除

▶**問い合わせ** 税務課市民税担当（内線231・232）

**社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました**

社会保障・税・災害対策分野で、行政手続きの効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。平成28年分以降の市民税・県民税の申告書や所得税および復興特別所得税の申告書の提出の際には、マイナンバー（12桁）の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要になります。

- ※本人確認（番号確認および身元確認）を行うときに使用する書類の例
  - （例1）マイナンバーカード（番号確認と身元確認）
  - （例2）通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

- ▶**市民税・県民税の申告についての問い合わせ**  
税務課市民税担当（内線231・232）
- ▶**所得税の確定申告についての問い合わせ**  
行田税務署 ☎556—2121

**平成28年分 所得税および消費税の確定申告**

行田税務署では、平成28年分の所得税等の確定申告の相談および申告書の受け付けを2月16日(木)から3月15日(水)まで、消費税等は3月31日(金)まで行います。なお、税務署は大変混雑しますので、お早め（午後3時頃まで）にお越しください。  
※確定申告会場ではご自身でパソコンを操作し、申

告書を作成していただくことを基本としています。  
※確定申告期間前は、通常期の体制で執務を行っているため、申告書作成のための会場が狭くなっています。そのため、期間前に税務署で申告書作成相談を希望される場合は、長時間お待ちいただくことがあります。

**国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください**

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出できる他、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して送信することもできます。

**日曜日の相談について**

行田税務署では、月～金曜日以外でも2月19日と2月26日の日曜日に限り、熊谷税務署と合同で確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受および納付相談を行います（現金納付の窓口業務は行いません）。

なお、この2日間の申告相談などの会場は熊谷税務署（熊谷市仲町41）です（行田税務署での業務は行いません）。

▶**問い合わせ** 行田税務署 ☎556—2121

**平成29年度 市民税・県民税・所得税**

**申告相談**

申告期間は  
2月6日(月)から  
3月15日(水)まで

市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書の提出をしていただくものです。また、所得税の確定申告も併せて受け付けますので、日程および会場を確認の上、ご利用ください。

**市民税・県民税の申告が必要な方**

平成29年1月1日現在、本市にお住まいで前年中に所得があった方は、原則申告が必要です。

ただし、次の方は申告不要です。

- ①所得税の確定申告をする方
  - ②給与所得者で勤務先から市に給与支払報告書が提出され、その給与所得以外に所得がない方
  - ③合計所得金額が28万円以下の方
- ※所得のない方や③に該当する方でも、税務関係証明書が必要となる場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減を受ける場合には、申告をする必要があります。

**ご注意ください**

次のような所得税の確定申告は、市の申告相談ではお受けできません。行田税務署で確定申告をお願いします。

- ・株式などの譲渡に関する申告
- ・繰越損失の申告
- ・青色申告
- ・先物取引に関する申告
- ・過年度分の申告
- ・平成28年中に死亡された方の申告など

**平成29年度 市民税・県民税申告相談開催日程**

期日	会場	地区	混雑予想
2月6日(月)	太井公民館	西新町、苅里山町、清水町	—
7日(火)		門井町1・2・3丁目、棚田町1・2・3丁目、押上町、深水町	—
8日(水)	持田公民館	持田1・2・3丁目	混雑
9日(木)		持田4・5丁目、大字持田、前谷、駒形1・2丁目	混雑
10日(金)	長野公民館	桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目	—
13日(月)		大字長野、長野1・2・3・4・5丁目	—
14日(火)		大字佐間、佐間1・2・3丁目	—
15日(水)	中央公民館 第1学習室 （「みらい」内）	旭町、向町、緑町、下忍、堤根、樋上	混雑
16日(木)		埼玉	混雑
17日(金)		野、渡柳、利田	—
19日(日)		全地区	混雑
21日(火)	「行田グリーンアリーナ」 2階研修室	谷郷1・2・3丁目	—
22日(水)		大字谷郷、栄町、斎条、和田	—
23日(木)		上池守、下池守、皿尾、中里、小敷田、白川戸	—
24日(金)		荒木、小見	—
28日(火)	総合福祉会館 「やすらぎの里」 第3研修室	須加、下中条	—
3月1日(水)		北河原	—
2日(木)		酒巻、犬塚、馬見塚	—
3日(金)	太田公民館	中江袋、南河原	—
7日(火)		藤原町1・2・3丁目、若小玉、藤間、関根	—
8日(水)		下須戸、小針、真名板	—
10日(金)	商工センター	大字忍、忍1・2丁目、本丸	混雑
13日(月)		矢場1・2丁目、行田、宮本、中央	—
14日(火)		城西1・2・3丁目	—
15日(水)		城西4・5丁目、天満、城南	—

**受付時間**  
午前9時30分  
～午後4時

**ご注意ください**

- ・対象地区はあくまでも参考です。いずれの会場でも、対象地区以外の方の申告相談も受け付けています。
- ・各会場日程で都合のつかない方は、他の会場へお越しください。
- ・市役所税務課窓口での申告相談は受け付けていません。
- ・申告内容によっては、税務署にご相談していただく場合があります。